



高年齢者雇用安定助成金

高年齢者活用促進コース

制度ご案内 平成26年4月

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなく
いきいきと働ける社会を構築していくために、
高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を
実施した事業者に対し、助成金を支給します。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

<http://www.jeed.or.jp/>

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

高年齢者を積極的に活用しようとする企業

高年齢者の雇用環境整備
に関する計画の策定

計画提出

独立行政法人
高齡・障害・求職者雇用支援機構

計画認定

計画の実施期間
(2年以内)

高年齢者活用促進措置

(1) 新たな事業分野への進出等

- ・高年齢者が働きやすい事業分野への進出(新分野への進出)
- ・既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し(職務の再設計)

(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

- ・高年齢者が就労可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等

(3) 高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し

- ・賃金制度・能力評価制度の導入等
- ・短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入等
- ・専門職制度の導入等
- ・研修システム・職業能力開発プログラムの開発等

(4) 定年の引上げ等

- ・定年の引上げ
- ・定年の定め廃止
- ・希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

高年齢者が意欲を持っていきいきと働ける職場の拡大

1 支給対象となる事業主

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース(以下「助成金」といいます。)は、次の①から⑥までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 環境整備計画書を独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)の理事長に提出し、計画認定を受けていること。
- ③ 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に、次の(1)から(4)までのいずれかの高年齢者活用促進の措置(以下「高年齢者活用促進措置」といいます。)を実施した事業主であること。
 - (1) 新分野への進出 または 職務の再設計による、高年齢者の職場または職務(以下「職場等」といいます。)の創出
 - (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場等における高年齢者の就労の機会の拡大
 - (3) 高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し
 - (4) 定年の引上げ等
- ④ 環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齡法第8条および第9条(※1)を遵守していること。
- ⑤ 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※2)が1人以上いること。
- ⑥ 高年齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。

(※1)「高齡法第8条および第9条」とは、60歳以上の定年を定めていることおよび65歳以上の定年か継続雇用制度(継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合も認められます。)を定めていることをいいます。

(※2)「雇用保険被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者および高年齢継続被保険者をいいます。

2 支給対象経費および支給額

① 支給対象経費

高年齢者活用促進措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了したものに限りです。

② 支給額

上限**1,000万円**で、支給対象経費の**1/2** (中小企業は**2/3**) を支給します (千円未満は切捨て)。

ただし、当該高年齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者 (新分野への進出等の措置の対象となる者にあつては、支給申請日の前日に雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者) 1人につき20万円を上限とします。

	高年齢者活用促進措置の区分			
	(1) 新分野への進出等	(2) 機械設備の導入等	(3) 雇用管理制度の導入等	(4) 定年の引上げ等
① 高年齢者活用促進措置の内容 <small>(計画実施期間内にいずれかの措置を実施(複数実施も可))</small>	<ul style="list-style-type: none"> 新分野への進出 職務の再設計 	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備の導入・改善 作業方法の導入・改善 作業環境の導入・改善 	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 労働時間制度 (短時間勤務制度、隔日勤務制度等) の導入 在宅勤務制度の導入 高年齢者の研修システム、職業能力開発プログラムの開発・導入・改善 	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則または労働協約による、定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
② 支給対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定経費 ② 許認可等手続経費 ③ 職務分析、機械設備の購入、改修工事経費 ④ 高年齢者の講習経費 ⑤ 事務所、機械設備の賃借料 ⑥ コンサルタント経費 ⑦ その他必要と認められる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ② 高年齢者の講習経費 ③ 機械設備の賃借料 ④ コンサルタント経費 ⑤ その他必要と認められる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタント経費 ② ソフトウェア開発、備品購入経費 ③ ソフトウェアまたは備品の賃借料 ④ その他必要と認められる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタント経費 ② その他必要と認められる経費
③ 支給額	<p>上限1,000万円、上記の支給対象経費の1/2 (中小企業は2/3) の額とします。</p> <p>ただし、当該高年齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者 (新分野への進出等の措置の対象となる者にあつては、支給申請日の前日に雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者) 1人につき20万円を上限とします。(※4)</p>			

【70歳以上まで働ける制度の導入による、みなし費用】(※3)

上記(1)から(4)までのいずれかの高年齢者活用促進措置の実施に要した経費のある事業主が、就業規則または労働協約により、新たに次の(a)から(c)までのいずれかの措置を実施した場合は、当該措置の実施に100万円の費用を要したものとみなします。[上記「(4) 定年の引上げ等」の措置の実施に要した経費のある事業主が70歳雇用確保措置(次の(a)から(c)いずれかの措置)を実施した場合、当該支給対象経費は、専門家委託費(就業規則改正)等の実費の額にかかわらず、100万円のみとなります。(実費と100万円のみなし費用との合計額ではありません。)]

(a) 70歳以上への定年の引上げ

(b) 定年の定め廃止

(c) 65歳以上への定年の引上げおよび希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

(※3) 過去に中小企業定年引上げ等奨励金、継続雇用定着促進助成金、高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金の支給を受けた事業主に対しては、適用しません。また、企業単位で1回限りの申請となります。

(※4) 人事異動等による配置転換により、同一企業で同一人を複数回対象として申請することはできません。

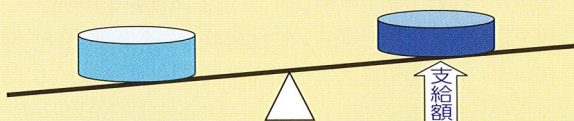
(参考) 支給額のイメージ

支給対象経費の**1/2** (中小企業**2/3**) と、対象者数×20万円を比較して、**少ない方の額**が支給額となります。

【ケース①】

支給対象経費の $\frac{1}{2}$ (中小企業 $\frac{2}{3}$) > 対象者数×20万円

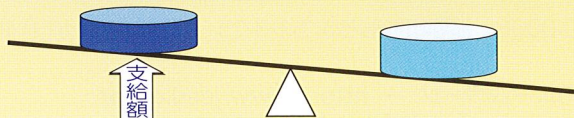
➡ 支給額は、**対象者数×20万円** (※上限**1,000万円**)



【ケース②】

支給対象経費の $\frac{1}{2}$ (中小企業 $\frac{2}{3}$) < 対象者数×20万円

➡ 支給額は、**支給対象経費の $\frac{1}{2}$ (中小企業 $\frac{2}{3}$)** (※上限**1,000万円**)



3 計画書の提出の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、環境整備計画書に必要書類を添えて、**環境整備計画の開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに**、主たる事務所または当該高年齢者活用促進措置を実施する事業所の所在する都道府県の高齢・障害者雇用支援センター（以下「高齢・障害者雇用支援センター」といいます。）を経由して機構に提出してください。

4 計画書の変更の手続き

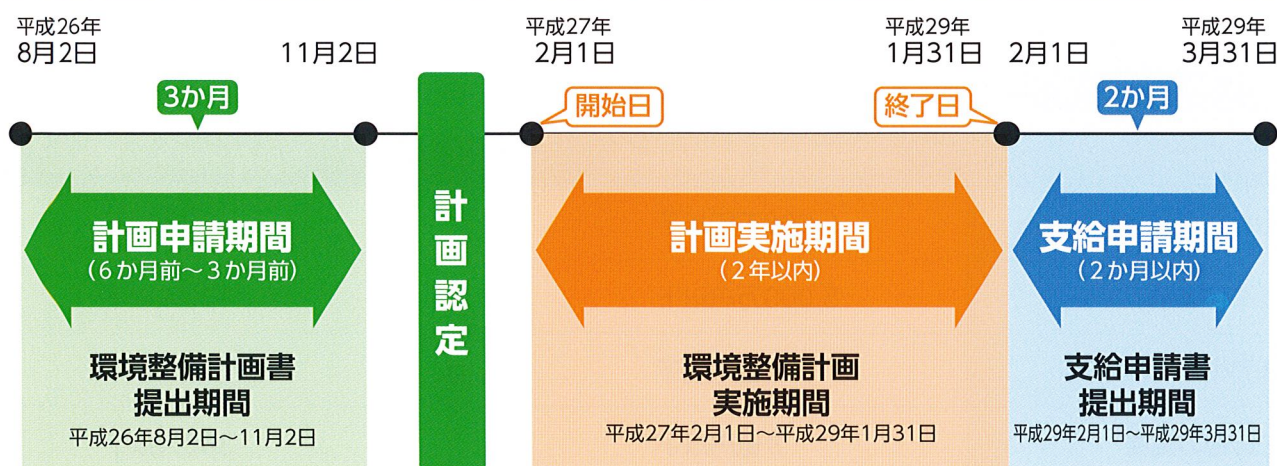
環境整備計画の認定を受けた事業主が、環境整備計画書に記載した事項を変更しようとするときは、環境整備計画書（変更）に必要書類を添えて、**当該変更に係る取組みを開始しようとする日から起算して1か月前の日までに**、高齢・障害者雇用支援センターを経由して機構に提出してください。

5 支給申請書の提出の手続き

支給申請書に必要書類を添えて、**環境整備計画の実施期間の終了日の翌日から起算して2か月以内に**、高齢・障害者雇用支援センターを経由して機構に提出してください。

【図1】 受給手続き（例）

環境整備計画の実施期間が平成27年2月1日～平成29年1月31日（2年間）の場合



6 他の助成金との併給の制限

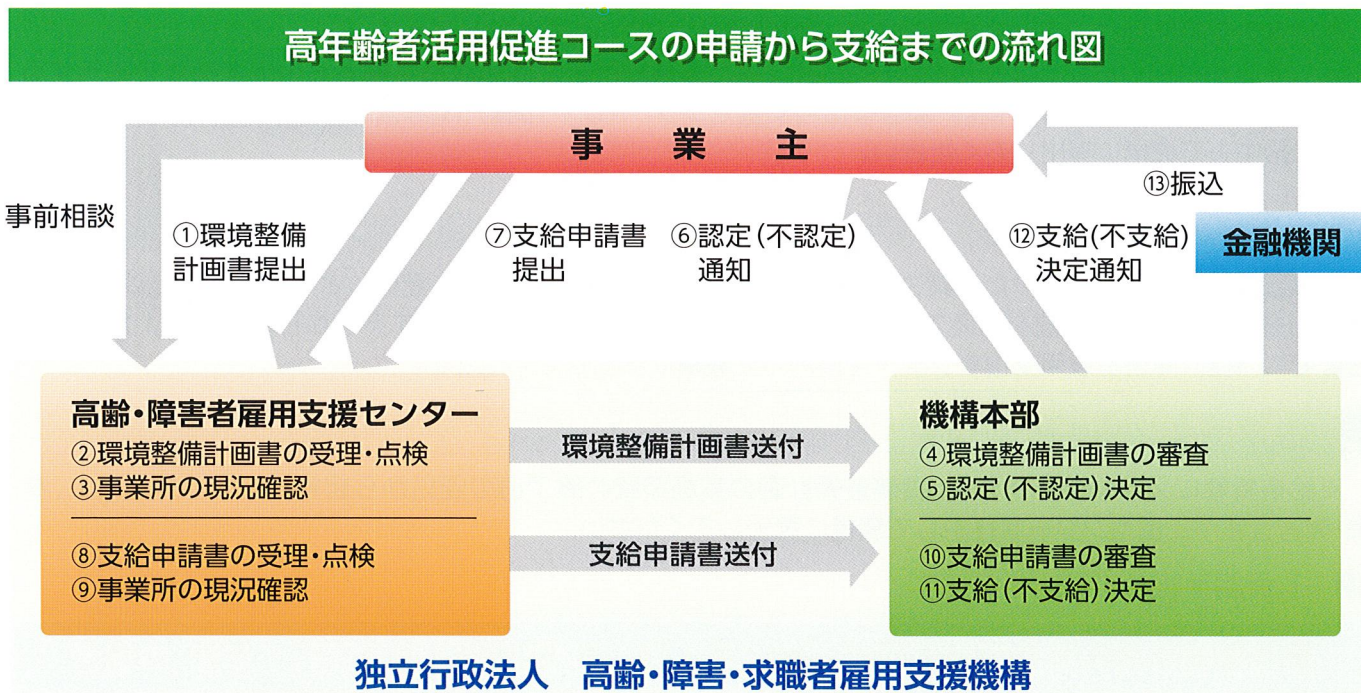
この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。詳しくは都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

7 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

- 1 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない給付金の支給を受け、または受けようとするをいいます。
- 2 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 3 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 4 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
※これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。
- 5 暴力団と関わりのある事業主
- 6 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 7 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

【図2】申請から支給までの流れ図



(参考) 中小企業とは… 業種ごとに下表のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ご利用に当たっての注意事項

- ① 助成金の支給を受けた事業主は、環境整備計画の実施により取得した50万円以上の機械設備等を支給決定日から起算して1年を経過した日までの期間、転用、譲渡、売却、解約または改造はできません。ただし、特段の事情により転用、譲渡、売却、解約または改造する必要がある場合、事前に機構の承認を受ければその限りではありません。機械設備等を転用、譲渡、売却、解約または改造したことを発見した場合は、支給決定を取り消し、返還を求めることがあります。
- ② 助成金の申請に関して、調査または報告を求める場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示または提出されない場合には、助成金は支給しません。
- ③ 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- ④ 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。
 - ・事業主の名称、代表者氏名
 - ・事業所の名称、所在地、概要
 - ・不正受給の金額、内容
 手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
- ⑤ 機構に提出した環境整備計画書、支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- ⑥ 助成金の認定・不認定の決定、支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

問い合わせ先

●この助成金の詳細については、下記の高齢・障害者雇用支援センター(注)へお問い合わせください。

(注) 高齢・障害者雇用支援センターは、当機構地域障害者職業センターの雇用支援課(東京、大阪は窓口サービス課)の通称です。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西4-1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青森高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業訓練支援センター内	017-721-2125
岩手高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024	盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081
宮城高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021	仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋田高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	018-883-3610
山形高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福島高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業訓練支援センター内	024-526-1510
茨城高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803	水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃木高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811	宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655
群馬高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511
埼玉高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千葉高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901
東京高齢・障害者雇用支援センター	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新潟高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル7階	076-471-7770
石川高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001
福井高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005	福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山梨高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031	甲府市丸の内2-7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長野高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐阜高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723
静岡高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛知高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002	名古屋市中区村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三重高齢・障害者雇用支援センター	〒514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京都高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166
大阪高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵庫高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈良高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154	和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥取高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835	鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島根高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887	松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡山高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広島高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631
山口高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074	山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050
徳島高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香川高齢・障害者雇用支援センター	〒761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業訓練支援センター内	087-814-3791
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006	松山市南堀端町5-8 オフセビル4階	089-986-3201
高知高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053	高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福岡高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐賀高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長崎高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862	長崎市出島町1-14 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊本高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844	熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大分高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026	大分市金池町1-1-1 大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮崎高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805	宮崎市橘通東5-4-8 岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844	鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖縄高齢・障害者雇用支援センター	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

以下のホームページもご参照ください。

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者関係の給付金については → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

高齢者活用促進コース 活用事例集

※中小企業(助成率2/3)の場合の事例となります



事例② 新分野への進出(2)

飲食業(居酒屋)

- 1.現状・問題点**
 - 夜の時間帯の立ち仕事での勤務が**高齢従業員**にとって体力面で負担となっており、退職する者もいる。
- 2.取組内容**
 - ・新店舗を設置し、新たに弁当・惣菜の**テイクアウト販売事業**を開始する。
- 3.取組の効果**
 - ・日中の勤務が可能となる、**高齢従業員**向けの新たな職場を創出することにより、継続雇用が可能となる。

(A) 助成金の対象となる経費	(B) 措置の対象となる被保険者	(C) 支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗賃借料(6か月分) 120万円 ・冷蔵ショーケース購入費 40万円 ・厨房機器一式購入費 260万円 対象経費の合計 420万円 ※420万円の2/3 = 280万円・・・①	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創出されたテイクアウト販売事業で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 6人 ※6人×20万円 = 120万円・・・②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ② ※支給額: 120万円

事例④ 職務の再設計(2)

配達飲食サービス業

- 1.現状・問題点**
 - ・給食受託先(学校・病院)において、大量の野菜カット作業を手作業で行っており、**高齢従業員**にとって腕や手への負担が大きい。
- 2.取組内容**
 - ・現在の仕事を見直して、新たに**高齢従業員**向けの**野菜加工工場**を新設して、野菜カッターを導入する。
- 3.取組の効果**
 - ・野菜カット作業の自動化により、**高齢従業員**の身体的負担を軽減するとともに、食材に関する知識・経験を活かすことができる。

(A) 助成金の対象となる経費	(B) 措置の対象となる被保険者	(C) 支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・工場賃借料(6か月分) 80万円 ・野菜カッター購入費 700万円 対象経費の合計 780万円 ※780万円の2/3 = 520万円・・・①	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創出された野菜加工工場で就労する、1年以上雇用される、60歳以上の被保険者数 = 20人 ※20人×20万円 = 400万円・・・②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ② ※支給額: 400万円

事例⑥ 機械設備の導入(2)

プラスチック製品製造業

- 1.現状・問題点**
 - ・プラスチックの**溶解ライン**において、(ア)10kgを超える原料の容器への投入作業を手作業で行っていること、及び(イ)溶解後の仕掛品の運搬作業を台車で行っていることは、**高齢従業員**にとって全身の負担になっている。
- 2.取組内容**
 - ・(ア)投入作業を機械化するための昇降リフト、及び(イ)運搬作業を自動化するためのベルトコンベアを導入する。
- 3.取組の効果**
 - ・投入作業・運搬作業を機械化・自動化することにより、重量物の取扱い作業がなくなるため、**高齢従業員**の身体的負担を軽減できる。

(A) 助成金の対象となる経費	(B) 措置の対象となる被保険者	(C) 支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・昇降リフト 50万円 ・ベルトコンベア 70万円 対象経費の合計 120万円 ※120万円の2/3 = 80万円・・・①	<ul style="list-style-type: none"> ・溶解ラインで就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 3人 ※3人×20万円 = 60万円・・・②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ② ※支給額: 60万円

事例① 新分野への進出(1)

宿泊業(ホテル)

- 1.現状・問題点**
 - ・ホテル内で使用するリネン類のクリーニングは、外部業者に発注している。
- 2.取組内容**
 - ・自社倉庫の空きスペースを利用して、レイアウト・機器配置により、自社で**クリーニング事業部門**を新たに開始する。
- 3.取組の効果**
 - ・ホテル内の**高齢従業員**の他、グループ企業の定年退職者も受け入れ、**高齢従業員**向けの職場を創出できる。

(A) 助成金の対象となる経費	(B) 措置の対象となる被保険者	(C) 支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫改修費 150万円 ・クリーニング機器購入費 150万円 対象経費の合計 300万円 ※300万円の2/3 = 200万円・・・①	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創出されたクリーニング事業部門で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 8人 ※8人×20万円 = 160万円・・・②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ② ※支給額: 160万円

事例③ 職務の再設計(1)

食料品製造業(食肉加工)

- 1.現状・問題点**
 - ・20kgの食肉(重量物)の加工・分別作業は、**高齢従業員**にとって上半身や腰などの身体的負担となっている。
- 2.取組内容**
 - ・現在の仕事を見直して、新たに**高齢従業員**向けの**ハム製造ライン**を創出する。
- 3.取組の効果**
 - ・重量物を扱わない新たなラインを創出することにより、**高齢従業員**の身体的負担を軽減するとともに、食肉加工の知識・経験を活かすことができる。

(A) 助成金の対象となる経費	(B) 措置の対象となる被保険者	(C) 支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・工場の改修工事費 900万円 ・ハム製造機器購入費 1500万円 対象経費の合計 2400万円 ※2400万円の2/3 = 1600万円・・・①	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創出されたハム製造ラインで就労する、1年以上雇用される、60歳以上の被保険者数 = 50人 ※50人×20万円 = 1000万円・・・②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ② ※支給額: 1000万円

事例⑤ 機械設備の導入(1)

介護事業(介護老人福祉施設)

- 1.現状・問題点**
 - ・入所者の入浴の際は、**介護職**の職員が3人1組で入浴介助を行っているが、中腰の姿勢での作業は**高齢従業員**にとって腰への負担が大きい。
- 2.取組内容**
 - ・リフト付き特殊浴槽を導入する。
- 3.取組の効果**
 - ・**高齢従業員**の腰への負担を軽減するとともに、職業経験を活かしたきめ細やかな介助作業が可能となる。

(A) 助成金の対象となる経費	(B) 措置の対象となる被保険者	(C) 支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・浴室改修費 20万円 ・リフト付特殊浴槽購入費 100万円 対象経費の合計 120万円 ※120万円の2/3 = 80万円・・・①	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職として就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 7人 ※7人×20万円 = 140万円・・・②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ① ※支給額: 80万円

事例⑦ 作業方法の改善(1)

機械器具製造業

- 1.現状・問題点**
 - ・**検品部門**において、製品の検品作業をすべて目視及び手作業で行っているため、高い判断力を要し、**高齢従業員**にとって負担となっている。
- 2.取組内容**
 - ・製品を投入するだけで規格外部品を判別できる自動判別機を開発し、**高齢従業員**を対象とした取扱方法についての研修を実施する。
- 3.取組の効果**
 - ・検品作業を平易化することにより**高齢従業員**の判断力の負担を軽減するとともに、これまで培った検品作業のノウハウを引き続き活用できる。

(A) 助成金の対象となる経費	(B) 措置の対象となる被保険者	(C) 支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・自動判別機開発費 340万円 ・高齢従業員向け研修費 20万円 対象経費の合計 360万円 ※360万円の2/3 = 240万円・・・①	<ul style="list-style-type: none"> ・検品部門で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 7人 ※7人×20万円 = 140万円・・・②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ② ※支給額: 140万円

事例⑧ 作業方法の改善（２）

金属製品製造業

- 【1.現状・問題点】** ・溶接部門において、パイプ切断の際に規格に沿った寸法にセットする調整作業を、目視で行っているため、高い注意力を要し、**高齢従業員**にとって負担となっている。
- 【2.取組内容】**
高齢者活用促進措置 ・操作パネルで寸法を設定しパイプを置くだけで自動でパイプを切断できる、自動切断機を導入する。
- 【3.取組の効果】** ・切断作業を自動化・平易化することにより**高齢従業員**の注意力の負担を軽減するとともに、パイプ切断に関する知識や経験を活用できる。

(A)助成金の対象となる経費	(B)措置の対象となる被保険者	(C)支給額
・自動切断機購入費 90万円 対象経費の合計 90万円 ※90万円の2/3 = 60万円…①	・溶接部門で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 2人 ※2人×20万円 = 40万円…②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ② ※支給額：40万円

事例⑨ 作業環境の改善（１）

自動車整備業

- 【1.現状・問題点】** ・塗装工程において**高齢従業員**の視力の低下を補うため、更なる照度が必要である。
・高温が発生する機器周辺の作業は40度を超える作業環境となっており、**高齢従業員**の負担となっている。
- 【2.取組内容】**
高齢者活用促進措置 ・蛍光灯をLEDに変更するとともに、移動式照明を併用する。
・高温が発生する機器周辺にスポットクーラーを導入する。
- 【3.取組の効果】** ・照度及び室温を改善することにより、**高齢従業員**の作業負担を軽減するとともに、職業能力を十分発揮できる作業環境を確保できる。

(A)助成金の対象となる経費	(B)措置の対象となる被保険者	(C)支給額
・LED及び移動式照明購入費 120万円 ・スポットクーラー購入費 30万円 対象経費の合計 150万円 ※150万円の2/3 = 100万円…①	・塗装工程で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 6人 ※6人×20万円 = 120万円…②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ① ※支給額：100万円

事例⑩ 作業環境の改善（２）

宿泊業（旅館）

- 【1.現状・問題点】** ・調理部において、厨房内の床面に段差があり、かつ滑りやすいため、筋力の低下によりつまずきやすい**高齢従業員**にとって、足元に注意しながらの作業が負担となっている。
- 【2.取組内容】**
高齢者活用促進措置 ・厨房内の床面をフラット化する工事で、滑り止め塗装工事を実施する。
- 【3.取組の効果】** ・床面を改善することにより、**高齢従業員**の作業負担を軽減するとともに、足元に注意することなく調理作業に専念できる作業環境を確保できる。

(A)助成金の対象となる経費	(B)措置の対象となる被保険者	(C)支給額
・床面フラット化工事費 100万円 ・床面滑り止め工事費 80万円 対象経費の合計 180万円 ※180万円の2/3 = 120万円…①	・調理部で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 7人 ※7人×20万円 = 140万円…②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ① ※支給額：120万円

事例⑪ 雇用管理制度の導入（１）

繊維工業

- 【1.現状・問題点】** ・**化工場**での勤務は一日中立ち仕事での作業となるが、**定年退職後の再雇用者**の中にフルタイム勤務制度が負担となっている者がいる。
- 【2.取組内容】**
高齢者活用促進措置 ・定年退職後の再雇用者について、短時間勤務制度（シフト管理制度）を導入する。
- 【3.取組の効果】** ・定年後はフルタイムが短時間勤務を選択できることにより、**定年退職後の再雇用者**のニーズや生活設計に合った多様な働き方が可能となる。

(A)助成金の対象となる経費	(B)措置の対象となる被保険者	(C)支給額
・専門家委託費（短時間勤務制度導入）10万円 ・シフト管理ソフトウェア開発費 35万円 対象経費の合計 45万円 ※45万円の2/3 = 30万円…①	・化工場で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 8人 ※8人×20万円 = 160万円…②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ① ※支給額：30万円

事例⑫ 雇用管理制度の導入（２）

建設業

- 【1.現状・問題点】** ・**企業全体**で**高齢化**が進んでおり、人件費の増大が心配である。
・**高齢従業員**の体力の低下を補うための技能開発が課題となっている。
- 【2.取組内容】**
高齢者活用促進措置 ・賃金制度、人事制度の見直しを行う。
・**高齢従業員**向けの職業能力開発プログラムを開発する。
- 【3.取組の効果】** ・意欲と能力のある**高齢従業員**が、いきいきと働ける条件整備を行うことにより、就労意欲の向上を図ることができる。

(A)助成金の対象となる経費	(B)措置の対象となる被保険者	(C)支給額
・専門家委託費（制度の見直し） 15万円 ・職業能力開発プログラム開発費 15万円 対象経費の合計 30万円 ※30万円の2/3 = 20万円…①	・ 企業全体 で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 11人 ※11人×20万円 = 220万円…②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ① ※支給額：20万円

事例⑬ 定年の引上げ等（１）

ビルメンテナンス業

- 【1.現状・問題点】** ・現在、**企業全体**で定年60歳、希望者全員65歳を実施しているが、経験・知識の豊富な**高齢従業員**には年齢にかかわらず働き続けてほしい。
- 【2.取組内容】**
高齢者活用促進措置 ・就業規則を改正し、定年は60歳のままで、希望者全員継続雇用年齢を70歳まで引き上げる。
- 【3.取組の効果】** ・70歳まで働ける条件整備を行うことにより、**高齢従業員**の経験・知識を活かさせるとともに、労働力の確保が可能となる。

(A)助成金の対象となる経費	(B)措置の対象となる被保険者	(C)支給額
・専門家委託費（就業規則改正） 15万円 対象経費の合計 15万円 ※15万円の2/3 = 10万円…①	・ 企業全体 で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 16人 ※16人×20万円 = 320万円…②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ① ※支給額：10万円

事例⑭ 定年の引上げ等（２）

〔70歳雇用確保措置の実施によるみなし費用100万円が適用される場合〕

道路旅客運送業（タクシー業）

- 【1.現状・問題点】** ・現在、**企業全体**で定年65歳を実施しているが、**高齢ドライバー**からの定年後の継続勤務の希望が多い。また、若年者の採用が減少する中、経験豊富な**高齢ドライバー**には年齢に関わりなく働き続けてほしい。
- 【2.取組内容】**
高齢者活用促進措置 ・就業規則を改正し、定年65歳及び希望者全員を対象とする70歳までの継続雇用制度を、新たに導入する。〔70歳雇用確保措置の実施〕
- 【3.取組の効果】** ・70歳まで働ける条件整備を行うことにより、**高齢ドライバー**の職業経験を活かさせるとともに、労働力の確保が可能となる。

(A)助成金の対象となる経費	(B)措置の対象となる被保険者	(C)支給額
・専門家委託費（就業規則改正） 10万円 ・みなし費用〔70歳雇用確保措置〕 100万円 対象経費の合計 100万円 （注） （注）委託費の実費に限り100万円のみとなります。 ※100万円の2/3 = 66万6千円…①	・ 企業全体 で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 10人 ※10人×20万円 = 200万円…②	・①と②のうち、少ない方の金額 = ① ※支給額：66万6千円



高年齢者雇用安定助成金

高年齢者労働移動支援コース

制度ご案内 平成26年4月

高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高年齢者等で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。



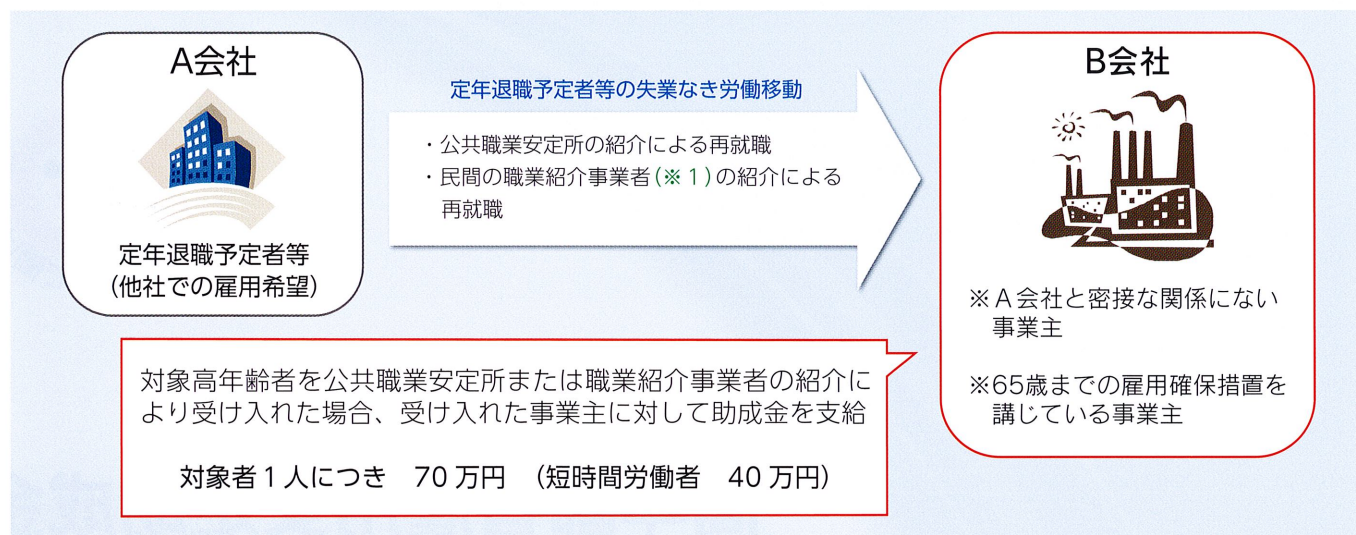
独立行政法人

高年齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

<http://www.jeed.or.jp/>

高齢者労働移動支援コースの手続きの流れ



1 支給対象となる事業主

高齢者雇用安定助成金 高齢者労働移動支援コース(以下「助成金」といいます。)は、次のいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 65歳未満の雇用保険被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。)を、次の⑦から⑩のいずれにも該当する条件により雇い入れた事業主であること。
 - ⑦ 当該被保険者を雇用していた他の事業主(以下「移籍元事業主」という。)が定める定年に当該被保険者が達する日から起算して1年前の日から当該定年に達する日までの間または定年に達した日から改正前継続雇用制度(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前的高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に規定する制度をいう。)の対象となる高齢者に係る基準に該当しないことにより離職する日までの間に労働契約(採用内定を含む。)を締結すること(定年退職後採用日まで一定程度期間が空いても差し支えありません)。
 - ⑧ 当該被保険者を公共職業安定所または職業紹介事業者(※1)の紹介により雇い入れること。
 - ⑨ 当該被保険者を65歳以上まで雇用する見込みがあること。
- ③ 資本金、資金、人事、取引等からみて、移籍元事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。
- ④ 当該被保険者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を事業主の都合で解雇(勸奨退職等を含む。)していないこと。
- ⑤ 当該被保険者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、当該事業所において、特定受給資格者(※2)となる離職理由によりその雇用する被保険者を被保険者数の6%を超えて離職させていないこと(その離職者が3人以下である場合を除く。)
- ⑥ 当該被保険者の雇入れの日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢法第8条および第9条(※3)を遵守している事業主であること。

(※1) 「職業紹介事業者」とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者をいいます。

(※2) 「特定受給資格者」とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者をいいます。

(※3) 「高齢法第8条および第9条」とは、60歳以上の定年を定めていることおよび65歳以上の定年か継続雇用制度(継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めている場合も認められます。)を定めていることをいいます。

<注意>次のいずれかに該当する事業主は支給対象とはなりません。

- ① 公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介以前に、当該被保険者との間に雇用の内定(予約)があったこと。
- ② 当該被保険者が、その雇入れの日の前日から過去3年間に、当該事業所において職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く。)を受けたことがあること。
- ③ 当該被保険者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により、当該事業所で就労したことがあること。
- ④ 公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該被保険者から異なる旨の申し出があったこと。
- ⑤ 当該被保険者に対して支払われるべき支給対象期間中の賃金が、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払われていないこと。
- ⑥ 当該被保険者が定年退職等後採用日までの間に失業等給付を受給していること。
- ⑦ 当該被保険者を、事業主の都合により雇入れの日から起算して6か月を経過する日の前日までの間に雇用しなくなったこと。

2 支給額

対象被保険者の雇入れ1人につき70万円を支給します。

ただし、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。)を雇い入れる場合は1人につき40万円となります。

また、当該被保険者を、当該被保険者の都合により雇入れの日から起算して6か月を経過する日の前日までに雇用しなくなった場合は、上記支給額に、当該雇入れの日から離職日までの期間の日数を、当該雇入れの日から起算して6か月間の日数で除した割合を乗じた額となります。

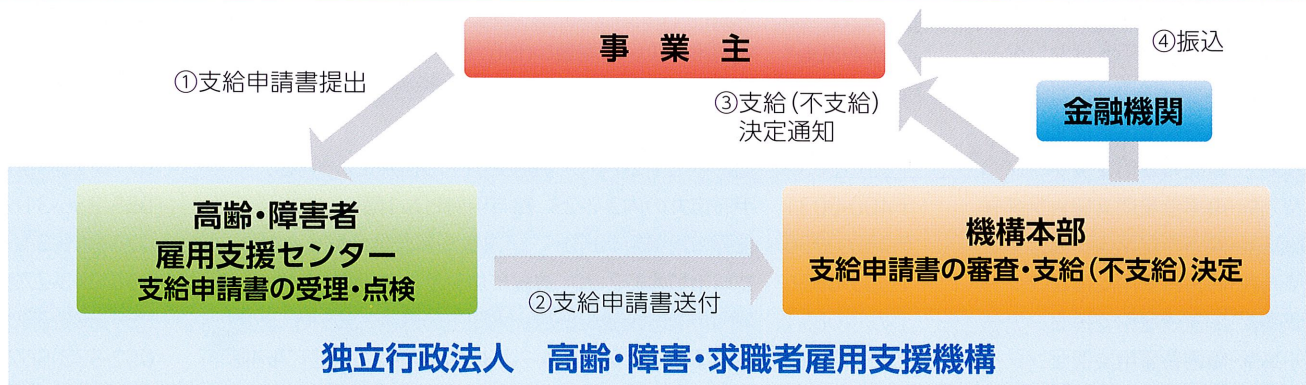
3 助成金の返還

助成金の支給を受けた事業主が、当該被保険者の雇入れの日の翌日から起算して1年以内に、事業主の都合により当該被保険者を雇用しなくなった場合(天災等の理由により事業の継続が不可能となった場合を除く。)は、支給した助成金の全額を返還していただきます。

4 支給申請の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、助成の対象となる労働者を雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内に、高齢者雇用安定助成金(高齢者労働移動支援コース)支給申請書に必要な書類を添えて、都道府県の高齢・障害者雇用支援センターを経由して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)に提出してください。

高齢者雇用安定助成金(高齢者労働移動支援コース)の申請から支給までの流れ図



5 他の助成金との併給の制限

この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由等により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。詳しくは都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

6 助成金を受給できない事業主

次のいずれかの要件に該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

- ① 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない給付金の支給を受け、または受けようとするをいいます。
- ② 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
※これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者の雇入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

ご利用に当たっての注意事項

- ① 助成金の申請に関して、調査または報告を求める場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示または提出されない場合には、助成金は支給しません。
- ② 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- ③ 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。
 - ・事業主の名称、代表者氏名
 - ・事業所の名称、所在地、概要
 - ・不正受給の金額、内容手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
- ④ 機構に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

問い合わせ先

●この助成金の詳細については、下記の高齢・障害者雇用支援センター(注)へお問い合わせください。

(注) 高齢・障害者雇用支援センターは、当機構地域障害者職業センターの雇用支援課(東京、大阪は窓口サービス課)の通称です。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西4-1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青森高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業訓練支援センター内	017-721-2125
岩手高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024	盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081
宮城高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021	仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋田高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	018-883-3610
山形高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福島高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業訓練支援センター内	024-526-1510
茨城高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803	水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃木高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811	宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655
群馬高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511
埼玉高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千葉高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901
東京高齢・障害者雇用支援センター	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新潟高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル7階	076-471-7770
石川高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001
福井高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005	福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山梨高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031	甲府市丸の内2-7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長野高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐阜高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723
静岡高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛知高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002	名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三重高齢・障害者雇用支援センター	〒514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京都高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166
大阪高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵庫高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈良高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154	和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥取高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835	鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島根高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887	松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡山高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広島高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631
山口高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074	山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050
徳島高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香川高齢・障害者雇用支援センター	〒761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業訓練支援センター内	087-814-3791
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006	松山市南堀端町5-8 オワセビル4階	089-986-3201
高知高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053	高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福岡高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐賀高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長崎高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862	長崎市出島町1-14 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊本高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844	熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大分高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026	大分市金池町1-1-1 大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮崎高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805	宮崎市橘通東5-4-8 岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844	鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖縄高齢・障害者雇用支援センター	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

以下のホームページもご参照ください。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>
- 高齢者関係の給付金については → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>